

商工会・商工会議所所属の飲食業者の場合

- STEP① : 岐阜県庁、商工会、商工会議所より各参画協力要請依頼を実施
- STEP② : 上記団体より各支部へ事務連絡発信
- STEP③ : 各支部加盟団体に事務連絡が発信されたタイミングで岐阜事務局よりセールス開始

岐阜県飲食組合の場合

- STEP① : 岐阜県庁より参画協力要請依頼を実施
- STEP② : 岐阜県飲食組合より各加盟店へ参画協力要請依頼を実施
- STEP③ : 組合より各加盟店に事務連絡が発信されたタイミングで岐阜事務局よりセールス開始

非加盟店の場合

- STEP① : iタウンページ・インターネットの掲載データを活用し飲食店のリスト化
- STEP② : 商工会、商工会議所、岐阜県飲食組合との重なりが無い確認
- STEP③ : 確認後、岐阜事務局よりセールス開始

■加盟店募集チラシ



■案内文



■同封物：加盟店登録申請用紙

Form for restaurant registration. It includes fields for restaurant name, address, contact information, and a section for the restaurant owner's signature and stamp. The form is titled '＜店名＞ FAX: 052-446-7358'.

■同封物：参加飲食店同意書

Form for restaurant consent. It contains a section for the restaurant owner's signature and stamp, and a section for the support office's signature and stamp. The form is titled 'Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書'.

■同封物：個人情報の取り扱いについて

Form for personal information handling. It contains a section for the restaurant owner's signature and stamp, and a section for the support office's signature and stamp. The form is titled '個人情報の取り扱いについて'.

[ごぶGo To Eatとは](#)
[参加店の方へ](#)
[加盟店一覧](#)
[購入方法](#)
[よくある質問](#)
[お問い合わせ](#)

飲食店の方へ for Restaurants

ぎふGo To Eat キャンペーン案内ポスター

ポスターをダウンロードも印刷し、メニューに貼ることができます。各店舗の状況や要望に応じて、店内表紙にご活用ください！

[キャンペーン案内ポスター](#)
[【新着】新メニューポスター](#)

飲食事業関係者の皆様へ

「Go To Eatキャンペーン」は、都市部郊外圏に限定してより地元ならではの店舗運営を支援している飲食店支援施策のひとつ。既に実施されている資料提供・店舗の集客促進などの取り組みと併せて、この機会に是非、飲食店経営の習得にあたりまして、本事業にご関与いただき、加盟店登録の申込みをお願いいたします。

加盟店登録の実施は終了いたしました。

[加盟店登録はこちら](#)

加盟店登録の条件

加盟店登録資格

加盟申請書提出後（平成25年12月1日）の申請時「特約営業」に登録される飲食店（※ただし営みの内容により登録した飲食店が、その後の増や減等による変更あり）であり、かつ、食品衛生法（昭和25法律第23号）施行令第1条に基づく「飲食営業業」として営業活動を行うことが可能なこと。

【加盟対象となる飲食店業種について】

飲食店業種の分類として警察庁の認定を受けた業種（昭和23年法律第23号、以下「食安法」という。）第2条第1項に規定する「特定飲食店業」として指定された飲食店（以下「特定指定飲食店」という。）及び同法第1条に規定される「特定指定飲食店業」の許可を得る必要はないこと。ただし、通常の許可を得ているものの、国庫から認められているものに限り、加盟することが可能である旨を記載している必要がある。また、Go To Eat キャンペーンに参加していない場合は、加盟申請書の受付に際しまして、お電話にて加盟店登録業務をおこなう。その他の業種に該当することにより審査されなかった場合となります。

感染症対策

飲食店のガイドラインに基づき、感染予防策に取り組んでいることを条件とし、加盟店申請の内容を確認させていただきます。

※新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に沿って、「防疫」に基づいた業種の事業継続のためのガイドライン」（一般社団法人日本フードサービス協会及び一般社団法人全国衛生管理推進委員会）[こちら](#)よりご確認ください。

[感染症対策ポスター](#)
[飲食をするときのお願いポスター](#)

[コロナ感染予防アプリダウンロード](#)

飲食店及び飲食店に出入りする顧客の感染予防対策を実施する事業者に対して提供している「新型コロナウイルス感染症情報センター」を連携していただきます。

検査結果確認のやりかたについて

「検査結果報告確認システム」「検査結果のひびきあんしん連絡サービス」等に接続し、発行されるQRコードを画面に表示させていただきます。

[検査結果報告確認システム](#)
[検査結果のひびきあんしん連絡サービス](#)

ぎふGo To Eat キャンペーン参加飲食店同意書

「ぎふGo To Eat キャンペーン参加飲食店同意書」をご確認ください。（※加盟店の「同意」いただくことが必須となります。）

[ぎふGo To Eat キャンペーン参加飲食店同意書](#)

加盟店登録の際に必要な情報

店舗で登録される際には以下の情報が必須になります。お見逃しなくご確認ください。

店舗情報	食品営業許可番号	食品営業許可番号	入会申込書
住所	有効期限	取得期間	(法人様のみ、任意で提出)
登録済みの店舗に必ず、必ず「加盟店登録書」をご提出いただきますようお願い申し上げます。			

[加盟店登録書](#)

登録手順

下記の「加盟店登録」ボタンから、ぎふGo To Eat キャンペーン加盟店登録をお願いします。
必要書類がそろったうえで準備が整った状態にして、店舗を登録スタートしてください。
その後、独自のマニュアルや就業規則の必要事項を送付いたします。

STEP 01

加盟店登録

本サイトのフォームより登録してください。

STEP 02

スターターキットの受け取り

郵送よりスターターキットが届く。費用発生しないので、お気軽にお申し込みください。

STEP 03

食事提供開始と、感染症対策の対応

加盟店より事務局へご連絡いただけます。

STEP 04

代金の受け取り

事務局よりお振り込みを行います。

加盟店登録・運用・精算に関する説明動画

新型コロナウイルス感染症対策の取組、利用者の安全確保など、これらの取組を徹底する必要があります。ご不明な点がございましたら「ぎふGo To Eat キャンペーンコールセンター」までご連絡をお願いします。

飲食スタッフへの要請について

「ぎふGo To Eat キャンペーン概要について」の動画内でご案内している「飲食スタッフについて」、図解・ステップが変更となっております。

文書の情報は、加盟店登録時に配布されるスターターキット（または変更に関するご案内事項）に所収したマニュアル等によって詳細をお知らせいたします。

加盟店登録の実施は終了いたしました。

[加盟店登録はこちら](#)

ぎふGo To Eat キャンペーン
参加店の方へ

お問い合わせ先
0570-07-5210

[お問い合わせ先](#)

ぎふGo To Eatとは

[飲食店の方へ](#) | [加盟店登録フォーム](#)

[加盟店一覧](#) | [購入方法](#) | [よくある質問](#)

お知らせ

農林水産省

[EtoInnagement](#)

加盟店募集業務 | 加盟店登録方法

加盟店登録方法

ぎふ Go To Eatキャンペーン ホームページ (<https://www.gotoeat-gifu.jp/>) より登録してください。



加盟店向けページ
△



ホームページより加盟店登録ができない場合

ぎふ Go To Eat キャンペーン事務局コールセンターまでご連絡ください。
※ ぎふ Go To Eat キャンペーン コールセンター
TEL : 0570-07-5210

登録の際に、**保健所から交付される営業許可番号、振込先情報（金融機関の情報）が必要**となります。
お手元にご準備の上、登録をおこなってください。

オンライン申請加盟店向けサイトにて同意書内容をご確認ください。
加盟店誓約書、個人情報の取り扱いについて同意すると、申請に進むことができます。

① トップページより「飲食店の方へ」のタブをクリック

登録手順



② 加盟店登録ページに移動



③ ページ最下部の「加盟店登録する」より登録を進めてください。

